

国自安第116号
平成21年3月23日

(社) 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車交通局安全政策課長

事業用自動車の運転者の健康状態の確認の再徹底について

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）では、旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病等の理由により安全な運転をすることができないおそれのある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならないとともに、乗務しようとする運転者に対して、点呼を行い、疾病等の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認することとなっています。

事業用自動車の運転者の健康状態の確認に関しては、これまでも平成20年4月22日付け文書（国自安第10号）等で確認の徹底をお願いしているところですが、今般、平成21年3月18日及び同日19日に、連続して乗合バスの運転者が運行中意識を喪失する事案（19日の事案については、運転者が死亡）が発生しました。

幸い、両事案とも乗客に負傷者が生じなかったものの、大事故につながりかねないものであることから、再度、下記の事項について徹底を図るようお願い致します。

記

1. 事業者、運行管理者及びその補助者（以下「事業者等」という。）においては、点呼の際、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態の確認を徹底するとともに、異常が認められた場合には、運転者の交替等、適切な運行管理を図ること。
2. 事業者等においては、日頃から運転者の健康状態の把握に努めるとともに、健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合には、医師の診察を受けさせるなどの適切な指導を行うこと。
3. 事業者等においては、運転者が健康状態に問題がある場合における事故の可能性等について、日頃の運転者に対する安全指導において適切な指導を行うこと。

国自安第116号の2
平成21年3月23日

高速ツアーバス連絡協議会会長 殿

国土交通省自動車交通局安全政策課長

事業用自動車の運転者の健康状態の確認の徹底について

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）では、旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病等の理由により安全な運転をすることができないおそれのある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならないとともに、乗務しようとする運転者に対して、点呼を行い、疾病等の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認することとなっています。

しかしながら、今般、平成21年3月18日及び同月19日に、連続してバスの運転者が運行中意識を喪失する事案（19日の事案については、運転者が死亡）が発生しました。

幸い、両事案とも乗客に負傷者が生じなかったものの、大事故につながりかねないものであることから、下記の事項について徹底を図るようお願い致します。

記

1. 事業者、運行管理者及びその補助者（以下「事業者等」という。）においては、点呼の際、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態の確認を徹底するとともに、異常が認められた場合には、運転者の交替等、適切な運行管理を図ること。
2. 事業者等においては、日頃から運転者の健康状態の把握に努めるとともに、健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合には、医師の診察を受けさせるなどの適切な指導を行うこと。
3. 事業者等においては、運転者が健康状態に問題がある場合における事故の可能性等について、日頃の運転者に対する安全指導において適切な指導を行うこと。